

淀川水系流域委員会 第6回環境・利用部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

宗宮委員、田中真澄委員、西野委員

日 時：平成 15 年 8 月 25 日 (月) 9 : 35 ~ 12 : 25

場 所：大津プリンスホテル

コンベンションホール淡海 2・3

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

今日は第6回の環境・利用部会となっておりますが、只今委員の数がまだ定足数に達しておりませんので、確認事項から始めさせて頂いて、委員の方が定足数に達した時点で審議に入って頂くということにさせて頂きたいと思っております。申し訳ありません。

それでは、今日の配付資料の確認から始めさせて頂きます。

まず、今日は午前中に環境・利用部会、午後に治水部会と琵琶湖部会が開かれる予定になっております。資料はこの3部会の共通資料となっておりますので、この後引き続き午後の会議に参加される方は、今お配りしたものをそのままお持ち下さい。

資料の確認ですが、まず「発言にあたってのお願い」白い紙で入っております。そして、「議事次第」が今日開かれる3部会全てのもが入っております。環境・利用部会の議事次第、治水部会の議事次第、琵琶湖部会の議事次第となっております。そして、資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」となっております。こちらは、委員会と各部会の提言とりまとめ以降の会議の開催状況ですとか意見とりまとめをどのようにしているか、意見募集の経緯等を入れております。また、最後の方には直近の会議の結果報告や概要をつけております。後ほどこちらは紹介させて頂きます。

そして、資料2-1。これが今日の環境・利用部会で主に使用する資料になっております。「環境・利用部会の説明資料(第2稿)に対する意見(案)」ということで、今日環境・利用部会では主にこの資料2-1について議論頂いて、その結果を、9月5日に委員会がありますので、今日の議論を踏まえてこの意見案を修正したものをその委員会に提出するという予定になっております。

そして、資料2-2ですが、こちらは予定としては「治水部会とりまとめ(案)」が入る予定なのですが、ちょっと準備の関係で今はお配りしておりませんので、後ほど治水部会の時にお配りさせて頂きます。そういうことなので、今は資料2-2はありません。

そして、資料2-3。こちらが琵琶湖部会で使う資料になっております。「琵琶湖部会とりまとめ素案」です。

そして、資料2-4。これは「環境・利用部会、治水部会、琵琶湖部会委員からこれまでに文書で出された意見」ということで、各部会で意見のとりまとめにあたってずっと意見募集をそれぞれいろいろな形でされております。資料2-4は、今日の3部会のそれぞれ意見募集で出された意見を部会ごとに重ねたものです。これは審議の参考のためということでお配りしております。

資料3「8月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料1、こちらは「委員および一般からのご意見」となっております。

それで、全委員に配付しております、上の方に「治水部会山本委員からの意見」と書かれている1枚のA4のものです。こちらは直前に頂きましたので資料2-4には含められなかったのですが、意見が出ておりますので今日お配りしております。

あと一般の方には、右側に共通資料としまして説明資料(第2稿)を配付しております。委員の方にはもう以前にお配りしておりますので、今日は会場にお持ち頂くようお願い

いしておりましたのでお配りはしておりませんが、もしお持ち頂いてない方は、庶務に言って頂ければお渡しいたしますのでお申し付け下さい。よろしくお願いいたします。

あと、委員と河川管理者の方の机上には、審議の参考にして頂くために、これまでの関連するワーキングの資料をとじたものや、説明資料(第2稿)に関係する整備内容シートですとか、これまでに河川管理者から原案に関して出された資料をとじたファイルを置いておりますので、審議の参考にご利用下さい。

それでは、前回の委員会からこれまでに寄せられた一般意見のご紹介をさせていただきます。参考資料の1をご覧下さい。

こちらにありますように、7月12日以降、前回の委員会以降に頂いている意見としては5件あります。脱ダム後の水利事業に対する私見についてというご意見、それから、淀川水系河川整備計画についての質問とお願いというご意見、あと、先日開催された木之本会場における意見発表会についてのご意見があります。それから、滋賀県の漁業協同組合から琵琶湖部会に対してのご意見。あと、淀川部会の方、淀川部会に対するご意見が来ております。こちら審議の参考にご確認頂ければと思います。

そして、次に発言にあたってのお願いですが、今日は通常の会議のように、審議の後に一般傍聴の方からの発言の時間を設けさせて頂く予定になっております。発言頂く場合には、配っております「発言にあたってのお願い」をご一読の上ご発言頂きますようお願いいたします。なお、委員の審議中のご発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の方、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、発言の際にはマイクを通してお名前をちょうだいした上でご発言頂きますようお願いいたします。

あと、ちょっとご紹介が遅れて申し訳なかったのですが、今日、他部会からの参加ということで芦田委員長が参加されております。予定といたしましては、川那部委員、あと本多委員が参加される予定になっております。

携帯をお持ちの方は、審議の妨げになりますので、電源をお切り頂くかマナーモードに設定頂くかよろしくお願いいたします。

本日の終了予定は12時の予定となっております。ご協力頂けますようよろしくお願いいたします。

それでは、宗宮部会長、よろしくお願いいたします。

宗宮部会長

9時半からという早い時間からの開催で大変ご迷惑をかけているところもありますが、電車の都合、その他の事故か何かあったようで、部会が成立する数に至ってないところかと思っております。

本日ご検討頂きます資料2-1の経緯その他を簡単にご説明申し上げたいと思っております。

9月5日の委員会に環境・利用部会の意見を取りまとめて報告するというのが1つの制

約になっています。9月5日の委員会に向けて、我々としてこの場でご検討頂かなければいけないということになっているわけですが、7月8日に検討会を実施させて頂きました。その時には、個々に検討頂いて、7月12日に流域委員会の方へその結果をご報告申し上げたところです。

それで、いろいろご意見を伺いまして、我々でやるべき仕事も幾つか出てまいりましたから、その後、委員方からご意見を頂いたわけです。各委員の方々にこの辺をご検討頂けないかということで、8名の委員の方からご意見も頂きました。前回出した大体の方向付けをどう変更するかということがポイントになってきて、それを8月19日に、3つの検討班のリーダーが集まりまして、それぞれのご意見を熟読させて頂いた結果、従来のとおりまとめ案にどう加味すべきかというポイントをいろいろ検討させて頂きました。その結果、さらになおいろいろなご意見を頂いて、今日の資料2-1ができたということです。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

まだあと1名の方をお待ちしている状態です。

資料1の説明をさせて頂いてよいでしょうか。

宗宮部会長

そうですね、それでは、委員会その他がどう流れてきたかということの流れを事務局の方でお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料1の説明]

宗宮部会長

皆さまのご意見を個々1つ1つ吟味しながらご返事申し上げて、それでまとめの中に入れていかなければいけないのですが、いずれにしても、できる限りご意見を我々の方で理解させて頂いて、取り込ませて頂くという形で、委員のみなさまのご意見を頂いたということにさせて頂いております。

それでは、もうそろそろよいですかね。2時間ほどしかディスカッション時間がありませんので。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、資料2-1のとりまとめ案の説明をお願いします。

宗宮部会長

委員が1人、2人いらっしゃったら、その時点には簡単にご説明することにいたしますが、委員会として話をさせて頂きます。

7月12日に流域委員会の方で、我々が7月8日につくりました大体の方向付け、部会案をご説明申し上げたのですが、その際いろいろなご意見が出てまいりました。その時に、要は我々が環境・利用部会から、環境をどう利用するかとか環境自身をどうするかといったものに対するマスタープランがあったらよいのではないかというような話をさせて頂きました。実施目標、目的というようなのが明確に表記されていて、それに対して判断をどこまでするかということができてないものですから、そういったマスタープランが欲しいということを提示したわけです。

それからもう1つは、ゾーニングという言葉がありまして、環境であれ水質であれ利水であれ、将来において、どういうことがベターなのかという意味で、ここは保全する地域だとか手を加えない地域、或いは修復すべき地域だとか、そういったゾーニングをすべきではないかというご意見がありました。そこで、環境・利用部会の何人かの委員の方にゾーニングの検討会をやって頂いて、案を提示して頂きました。きちっとした線を河川に引いた細かいゾーニングはまだ行ってないのですが、概念的にこういうようなものを分けていく方がよいのではないかというようなゾーニングの形をつくらせて頂いたというのがありました。

そんな提案申し上げて、それを1つの判断基準とした上で、水質のあり方とか生態のあり方とか個々の事業の評価をしていくというようなことがあったものですから、このような方向がよいのではなかろうかという案を出させて頂いたわけです。ただ現実にもう1年半、2年近く流域委員会を進めてきた中で、環境・利用に係るいわゆるマスタープランをつくれというような話になってきますと、時間的にかなり戻ってしまうことになるのではないかというご意見もありました。

それからまた、マスタープランという表現、言葉そのものが、都市計画のマスタープランとか他のマスタープラン等、いろいろなものがあるものですから紛らわしいということから、実質的に中身がきちっとあらわせるようなものであればよいのではないかということから、河川環境の保全とか再生をするための基本構想とか計画とかいうようなところで、マスタープランというようなのも書きかえてもよいのではないかというご意見がありました。そんなところを勘案しながら、次に皆さま委員の方々のご意見を伺って、そして、それをとりまとめた形でリーダー会議を開き、リーダー会議の中でここを検討すべき、或いはこの利用部会、班としての意見として作り上げるのがよいだろうということで考えたのが、資料2-1になっています。

資料2-1の最初のパラグラフを見られましてもわかるように、3行目辺りに、提言の「4-2 河川環境計画のあり方(2)河川環境計画策定上の留意事項」書いてあります。しかし、それにのっとった形での、意図した形での構想があまり書き込まれてないということが基本にまずあったということです。

その次に、個々の事業に反映されてくるはずであり、そうなっていると思いますが、こういった「川のシステム全体の回復をめざすべき」、或いは「水系の河川・湖沼ごとに、本来の生態系の保全と回復をめざすための目標を定めるための計画づくりが必要」というこ

とになっています。これは何かといいますと、個々の事業は今までもやっていたら、それなりの対応策として意義があり効果が出てきているところもありますが、琵琶湖・淀川水系全体、上流から下流まで見渡して、今やっている仕事はどれだけの意味があり、価値があり、効果があるのかという辺りの評価付けが、個々の事業のモニタリングではどうもうまく出てこない可能性があるだろうということから、いわば流域全体を見越した上で位置付け、それぞれの事業を評価するような場ができないかなということなのです。そういう意味で、流域全体の総合的な考え方が入らないだろうかということがあるわけです。

それが第3パラグラフのところに書いていますが、説明資料(第2稿)に示しているように、現在、実施可能な事業によって現状の改善を緊急に行うことは重要であるが、同時に全体的な河川環境の保全・再生に向けて長期的、理想的な河川づくりのあり方を目指すべきであるというような辺りがポイントになってくるわけです。いろいろ各事業をやったら、事業の計画なり結果の事前事後のモニタリング等をして評価するというものになってくるのですが、評価した結果がまた次の事業へ反映されるプロセスというのがどうも読み取れなかったというようなこともあるものですから、こういうような全体的な流れの考え方をに入れて欲しいということなのです。

それで、この「説明資料(第2稿)への意見」というところへまいりますが、『河川の総合管理』に向けた『河川環境の統合的管理システムの構築』ということで、今も申し上げましたように、2、30年先の事業をずっとやってきた結果として、河川環境は全体的に見たらこのようになるのではないかなというような方向付けをして欲しいということをやっているわけなのです。それで、個々の事業に関してはモニタリング、評価、フィードバックが盛り込まれていることになっていますが、フィードバックの内容が明確ではないわけです。つまり、評価するためには目標がなければいけないわけです。目標は具体的な数値であるべきかどうか、いろいろあるのですが、それにしても、評価の目標値がどこにあるのか、フィードバックする先はどこかというようなことを明確にして欲しいということなのです。

第2パラグラフを見て頂くと、個別の事業ごとの評価、フィードバックの仕組みとともに、全体として目標を設定した上で個別事業を立案、実施し、全体的な視野で評価、フィードバックする仕組みが不可欠で、従って、そういう意味では、次にあるような「流域全体の目標とその目標を達成するためのプロセス」、「流域全体を統合管理する理念・システムの構築」がどうしても要ると考えられ、これをつくって欲しいということなのです。

環境に関しては個々の要素の因果関係が不明確な点が多いと思われまいます。そこのが一番のネックになっているわけで、具体的にAをやればB、Cになりますというようには書けないところがあるわけなのです。現段階で目標を達成するための計画をつくり、それに基づいて個別の事業を位置付けることは困難であるといえます。これは皆さま、よくご存じだと思いますが、環境もやはり時代とともにどんどん変わってまいりますので、それを全部予測した上で具体的な数値目標を出すのは大変難しいところがあると思います。そのために、将来的に各事業計画が策定され、成果が評価され、次の事業へとフィードバ

クする順応的な仕事の仕方といえますか、統合的な管理システムを構築して、その中で各事業を位置付けて評価していくとして欲しいということです。

そこで、第2ページ目ですが、「流域全体の目標とその目標を達成するためのプロセス」としてどのようにしたらよいのかということです。「流域全体の保全と再生の『目標と計画』に基づいて計画され、評価されることが重要である」とありますが、それはどこでだれがどうつくるかということがポイントになってくるわけです。流域全体の保全と再生を目指した「目標」の明示をし、目標を具現化し、達成度を評価するための「指標」をどうするか。目標を達成するための「計画」(達成手段と時系列的な取り組み)、つまり、ある種のことを検討しますと書いてあるのですが、いつまでにという、大体5年か10年かというような、環境基準にあるような目標年次みたいなものの策定がどうしても要るだろうと考えられます。

例えば「目標」については先ほどもありましたように、具体的な数値でどうこうというやり方があります。例えば、水質基準のように法的なバックがあって決められたもの、それは難しいということもありますし、非常に把握が十分にできない場合もありますので、例えば、「琵琶湖・淀川水系の固有種が持続的に保全され、在来生物の多様性が確保されること」とか、或いは「1960年代の河川水質・河川環境」等が形成されることが望ましいというようなある種の概念的な目標として考えておいて、具体的に次に「指標」をどうする、「計画」はどうするという形で落としつついったらどうだろうかということになってきます。

「指標」のところをご覧頂きますと、目標に向けた達成度を評価できるように、定量的なもの、わかりやすい評価可能なものとする必要があるわけなのですが、これも具体的な数値を1つ挙げてどうですかという話になってくると大変難しいものですから、どういう指標がどうあればよいかということになります。例えばその下に書いてありますように、環境資源等を踏まえた利水上安全な水質レベルとは何かとか、生物生息環境の再生復元目標としてのビオトープの面積とか、河川ごとの目標とする生物の移動経路延長等は1つのそういった指標としてあげておいて評価していき、達成度の評価には、実施前、或いは実施している時、実施後をモニタリングして、こういった目標値に対してどこまで近づいたか、或いは遠くなったかということのみならずということができると思います。

モニタリングにあたっては、生物・化学・物理学的な数値だけではなくて生物指標も取り入れて欲しいと思います。また、生態系の多様性や複雑な機能の回復状況を総合的に反映する方法を積極的に模索する必要があると思います。生物指標、生態指標について幾つもあると思いますので、それも導入してみたらよいだろうと思います。或いはまた、画像情報とか記述的情報を多面的に取り入れて、目的達成のプロセスや背景の理解を深めるものとするというやり方もあると思います。これから得られる情報というのはどんどん増えてくると思いますので、指標とすべき事象、或いは数値も変わってくる可能性がありますから、いろいろなものを取り入れられるようになっていく方がありがたいと思います。

それから、「計画」には、目標達成に向けた手段と時系的な取り組みが示される必要があります。できれば、いつまでにどうこうするというを示して欲しいのですが、その段

階ごとにモニタリングによる評価があり、チェックがあって、事業の回収、改善、中止その他含めて、時系列的な取り組みができるようなプロセスをつくっておきたいというようなことがあるわけです。

例えば手段の1つとして、これ以上人が手を加えない保全地域、或いは自然再生(復元、部分的修復)を図る地域、規制を設ける地域等の地域指定を含めて頂きたいのです。これはいわばゾーニングの概念を、1つはこのようなふうなゾーニングと言わずに、このようなふうな分け方をしておいたらどうだろうかということで挙げているわけです。

時系列的と言ったのは、5年、10年という年限を区切って、ある程度どこまで達成したかという達成度で見るとです。現在、説明資料に記されている個別事業も達成手段の一部となりますが、現時点では全体の計画が示されていないため、全体における位置付けがわからないということがあります。つまり、個々にやります、検討しますとなっているのですが、それが全体としてどういう意味を持つか、いつ頃までにどうできるかがはっきりしていないということです。ですから、ある程度の一応の目標として出してみるということかと思えます。

2ページの下の方、<説明資料(第2稿)への反映>で、結果をどう反映するかということになってくると、「指標」の設定や「計画」の策定を短時間でやることは困難であるため、水系全体の河川環境保全、再生の「目標」を明示し、「指標」と「計画」の設定、策定とそれに向けた取り組みを明記頂きたいと思えます。

「河川整備の方針」の4.2の「河川環境」に、流域の河川環境の目標を掲げるとあります。現在の記述をさらに充実し、何を目標とすべきかを明示頂きたいということです。

それから、「具体的な整備内容」の「河川環境」に、目標の達成を評価するための「指標」の設定、「計画(目標に向けて河川環境を保全、再生していくための整備構想)」の策定とそのための取り組みを明記頂きたいということが、次のとりまとめの時に重要なポイントになってまいります。

それから、2番目として「水系全体を統合管理する理念・システムの構築」とあります。これが是非欲しいということは何遍も申し上げているわけなのですが、既に水量に関しましては、洪水とか渇水対策としてレーダーのパラボラアンテナまで十分でき上がって、洪水や渇水が予測、推測できて管理できるようになっているわけなのですが、水質・生態系を中心とする河川環境を一貫して保全、再生する目的を持った管理体系はないわけです。これに対応するようなものをつくって頂きたいということです。量の管理から利水の管理のところではでき上がっていたわけですが、今度は、環境の管理のための全体の管理計画というシステムをつくっていかねばいけないということです。

そのために、提言にもあるのですが、河川環境を全体的な視点に立って、例えば、琵琶湖流入河川の上流部から大阪湾を含む下流部までの流域全体、水量・水流・水温等の物理環境の時間的变化、生物・生態系との関係、地下水とか蒸発散水を含む自然水文水収支、集水域の土地利用や物質循環・人為水文循環と河川・湖沼環境の関係や用水と排水の利用・排出・再利用サイクル等となって、これを評価し、これらを各地で行われている個々の事

業にフィードバックする統合的な河川環境管理システムが是非欲しいということがポイントになってくるということです。

ここまで来ますと、先ほど読み上げましたようなポイントは実は環境だけの話ではなくて、治水、利水、水量もかなり全面的に入ってきてしまうわけです。いずれにしても、全体の大きな管理体系をつくってその中で評価するというのも1つだろうというように思います。

要件として、河川環境管理システムの中においては、「管理対象事項ごとに必要な管理指標の選定と目標値、データ頻度の明確化」ということで、管理システム構造をつくって頂いて、その後で、個々の対応する事象ごとに、どのような指標がよいか、目標値はというようなことを設定していくということになるかと思えます。

「総合的な観点からのデータや情報の収集を行うモニタリング」。これは、水質分析もありましょうし、或いはビデオテープやビデオカメラによる映像の収集、或いは住民の方々がその現場で起こったことを知らせてくれたら、そういう河川に関する情報をストックして、それを管理に利用するというような場合にも当然これは入ってくると思います。

それから、「モニタリングの結果を全体的な視点で分析、評価する手法の開発」。これは、モニタリングはするとは書いてあるのですが、モニタリングした結果をどこへ持っていくか、次の事業へどう持ち込むかというプロセスができ上がってないものですから、評価して、そして次のステップへ行くためのプロセスを書いて欲しいということです。

それから、「流域全体の視点で個別の事業や計画を評価しフィードバックするための仕組み、場づくり」。「上記の全てのプロセスでの情報を公表し、共有する仕組み」。つまり、地元の方々、或いは関連する機関の方々と情報を共有して、或いはまた、何かあれば協働して頂けるかというシステムをつくっていく必要があるだろうと思います。

そのようなことから、説明資料の中の「水質」のところでは、統合的な流域水質管理システムの構築をつくり出すと書いてはありますが、他の環境部門についてはこれに相当するようなものはまだでき上がってない、書いてないわけです。できれば全ての河川環境関連事象、河川形状、水位、水質、土砂、生態系、景観等についても、同じように統合管理システムの構築を是非記述しておいて頂きたいと思えます。その中で多分いろいろな仕事をそれぞれに分担して頂かないといけませんし、協働的に動けるような形になっていなければならないだろうということです。

また、個別事業を全体的な視点で評価する際には、評価軸、評価基準が不可欠であり、それが(1)で記した「指標」との関係になってまいります。モニタリングの結果、順応的フィードバックを経て次の段階に移るということです。また、今やっている仕事を改善、改良するか、もう今やっている仕事以外の他の方を改善した方が早いということになるのかわかりませんが、その辺りで十分次の段階へ移れるような情報として作り上げることが必要だということです。

それからまた、中止、或いは続けるかどうかを判断する一定の評価基準を持つために、第三者の加わった総合的な分析が必要になってまいります。現時点では指標を明確に定め

することは難しいので、個別の事業については情報を集めて全体的な視野での評価を試行する中で、指標、評価軸、評価基準等についても知見を積み重ねて順応的な対応をとらねばならないと考えられます。ということは、今すぐにこの形はとれないのですけども、モニタリングをどんどんやってくるとデータがいっぱいたまっていきます。そのたまってきたデータをより有効に利用して、次の仕事へとつなぐための対応なり対策ですね。評価軸なり評価基準みたいなものもより新しいものができ上がっていくのではないかと予想されます。言ってみれば、20年、30年たった時点で、少なくともマスタープランができるような方向付けができ上がるような形のものが、この中でできていた方がありがたいというわけです。そういう意味で、より高度な観点からの統合的な管理システム構築と指標の検討、或いは計画策定を並行して進めるべきであると考ええるということです。こういった一連のプロセスに関する情報をそのように公開、或いは共有する仕組みもつくって欲しいということです。

説明資料への反映としては、「河川整備の基本的な考え方」の前文並びに6)に、流域の河川環境を統合管理する方針・理念を明記頂きたいということです。

5として、「具体的な整備内容」5.2の「河川環境」の前段に、統合的な管理システムの構築と取り組みを明記して欲しいと思います。その中には、現在記されている個別事業に関するモニタリングや評価、フィードバックに加えて、個別事業を全体的な視野で評価し、フィードバックし、事業中止や改善・手法変更を判断する仕組みづくりを明記して欲しいということです。河川事業者として毎年頭を痛めながらも事業予算としてどんと積み上げられている個々の事業ですね。それもある種の情報がたまることによって、こちら向きでこうやった方がよいのだという流れがここの中に出てくる可能性がありますので、そんなものにして頂きたいということなのです。

(3)として、「治水、利水、利用も含めた統合的な管理システムへの展開について」。先ほども申し上げましたが、水質、或いは環境だけを対象にしていたのではどうも十分ではない場合、或いは協働できないような場合が出てきてはいけないということから、河川環境の統合的な管理システムが、治水、利水、堤外地利用等、河川管理や利用の様々な側面において、戦略的検討や改定計画の策定を継続的に支援する柔軟なシステムとして成熟させてもらいたいというところがあるわけです。

次の2番。4ページですが、個々の「分野別意見」というところに入りますが、最初の「自然環境」のところでは第1番目、「基本方針に関する意見」として、自然環境に関わる個々の検討事項については、目標及び目標指標、評価基準等を可能な限り設定し、具体的な検討プロセスを明確にする必要があると思われまます。これはご意見でありまして、まさにその通りだと思います。

それから、自然環境の面からの目標として、「固有種の保全と生物多様性と生態系機能をこれ以上低下させない」ことを目標として持つことを明文化するとあります。いわゆる具体的に何が何種いるとか魚が何種いるというような形での書き方ではなくて、努力目標みたいな形できちんと設定しておくということです。

ダムについては、河川からの流入水の湖内における流動特性の検証とかバイパストンネル等による土砂移動の効果の検証等、既存のダムの検証も含め、ダムによる環境影響予測のための科学的な調査を実施するという事です。

上記等をもとに環境へのマイナス面を十分考慮する。こういったところを自然環境として配慮して頂きたいという事です。

それから、2番目として「整備の前提となる条件や情報に関する意見」として、河川の表流水だけでなく、地下水についての保全対策も入れて欲しいというのが1つあります。それから、外来種が進入・繁殖しにくい自然環境を回復させる視点という意味で、外来種対策とそのための生態調査及び野外実験が必要であるという事です。その取り組みを是非書いて欲しいと思います。それから、生物の生息環境を考慮した低コストで効果の大きい施工技術の検討をして欲しいという事です。それから、コイ科を初めとする在来魚種の産卵と水位変動の関係等について、河川環境と生態系との関連性を把握するための総合的なモニタリングと蓄積された情報の評価・分析が必要であるので、こういったところで情報整備をやって欲しいという事です。

具体的にどうするのかという話で、修正意見として次のページ、5ページ上にありますが、治水、利水等の影響を総合的に勘案しながら、可能な場所において河川形状の曲線化を目指し、自然な状態の再生を検討すべきであるとあります。できる限りこういった曲線化を目指すという事です。あくまでこれは目標になるだけかもしれませんが、一雨ごとに流域の主流が変動するようなケースが出てきた場合には、必ずしもこれをいつまでも保持するという事はできないかもしれませんが、いずれにしても、河川形状は直線化よりも曲線化の方向を目指して欲しいという事です。

それから、琵琶湖に流入する河川からの土砂の供給を確保し、河口デルタの形成支援とヨシ原復元等の保全の対策を講ずべきとあります。「自然が自然を、川が川を作る」を事業に具体的に反映させるためにも、参考にすべきモデルとなる保全地域の指定が必要であり、その具体化に向けた検討を明記すべしという事です。保全地域の指定をできたらやって欲しいと思います。

それから、生物の自由な移動を確保するためのいわゆる河川構造物のあり方や水位管理のあり方を検討して欲しいという事です。

事業の立案、実施にあたっては、河辺林の回復を考慮すべきだとあります。

事業の実施にあたっては、地域の特性を踏まえて個別的に工法を検討し、自然環境の回復・保全を図るべき。多分ここは既にある程度のご配慮は頂いて計画がつくられているとは思いますが、そこらをより確実にしていきたいという事です。

それから、2番目の「水質・水位・水量」についてですが、河川の総合管理に向けて、水質・水位・水量、これはもともと水の持っているポテンシャルを3つであらわすというのがポイントなのですが、説明資料に記されている琵琶湖・淀川流域水質管理協議会と河川環境の統合管理システムの構築に向けてプロトタイプとして位置付け、以下のような検討を行うべきであるとして、ここに一応協議会の名前が出ておりますので、これをもう少し

し広げた形で考えられないかということです。

水質を考える上での水位・水量・生態の統合的な管理について、その基本的な考え方とシステムの具体化、水位、水量について生態系、生物多様性への影響や水需要、水利用、治水との関連等も考慮した上で統合的に考える場の設定。ですから、いわば水質・水位・水量も切っても切れないものですので、水質だけがよい、悪いのだと言っている話にならないので、水量に応じて水質がどう変わるということがわかるような場になって欲しいということです。琵琶湖から大阪湾への流出部に至る流域全体を視野に入れたものであって欲しいということです。

それから、「地域ごとのきめ細かい自浄作用の強化策を含む水質改善の仕組み・具体的方法の検討を明記すべき」とあります。これも、日本の川そのものは、欧州人に言わせれば滝だと言う方もいらっしゃるのですが、本当に1日足らずで流下してしまいますので、その中で起こってくる浄化というのは、いわゆる通常の生物による分解浄化というのは非常に限られてくると考えられます。とすると、いろいろな特性があるのですが、もう少し明確にしておいた方がよいだろうということです。

次に、『琵琶湖』について、既に滋賀県でとり組まれている水質改善事業と併せ、河川管理者としての総合的な水質改善の取り組みを明確にし、連携方策等すべき」とあります。

それから、「ダム・湖沼における環境水質基準の遵守・適合対策の推進が書かれていない」とあります。難しいところではありますが、滋賀県におかれましては琵琶湖等の環境基準をクリアするのにいろいろな施策をとって対策を立てていらっしゃるのですが、うまくいっていないということがバックにあるのかもしれませんが。

次に、「安全で安心な水質の確保対策と緊急時対処システムの構築」、「都市内河川の水質浄化・水量管理システムの構築」ということで、往々にしてメインの流れの話が中心になることが多いのですが、大阪の都市内河川を含めて水質の管理・浄化等も是非この中で考えて欲しいというご意見も入っていたからです。

利用についてです。

「河川空間の利用については、現に河川空間が利用されニーズが高い」ということで、「長期的な河川環境の保全・回復の目標とそれを回復するためのプロセスとの整合性を計りながら、多くの関係者の議論と合意を得て、利用計画を策定しその方向に沿って進めていくことが大切である。水面利用、河川敷、関連施設等については以下のような視点から十分な検討を行って頂きたい」ということで米印がついていますが、水面については推進すべき利用と規制すべき利用を峻別して下さいということです。資料では水面利用に関しては規制すべきものの記述はあるものの、推進する方は書いてないので、「推進すべき利用の内容とそれを推進するための方針等についても『検討』を明記して頂きたいということです。また、水面の利用を規制する際には生態学的な面も考慮して行うべきである」とあります。

「河川敷の利用については、現在の利用状況、今後の利用見通し、河川敷の環境の保全・

再生の将来の在り方等を考慮した具体的な目標と計画を作成し、その計画に沿って、グラウンド等を堤内地に戻すためのステップを示していく必要がある」とあります。

「関連施設として述べられている、『4.8.1 淀川河川公園』についても、同様であり、『淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)』は、淀川河川公園基本計画の改訂にあたって、淀川水系流域委員会の提言を十分考慮して、長期的な河川利用計画とそれを実現するためのプロセスを作成・明示し、それを実行していくものでなければならない」とあります。いわば、こういった河川利用計画を長期的な視点からつくって欲しいということです。それをつくるのは、実はこういった仮称としてつくられるであろう河川公園基本計画改訂委員会等の中でつくって頂いたらということが出ているわけです。

「漁業については、琵琶湖等の内水面漁業と河川で行われる漁業とは、根本的に異なった扱いになっており、こういった点についても検討・考慮し、提言に述べている通り『漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全・復元に配慮した』河川整備計画として頂きたい」と、このようなふうには第2稿に対する意見のとりまとめを行ったところです。

その他、実は各委員の方、或いは一般の方々から個々の事業についてもご意見は伺っておりますが、まだ十分精査されておりません。個々の事業につきましては、流域全体の統合的な管理体系、或いは評価基準等というようなものができ上がった時に確かにあった方がよかったと評価され、事業を続けるかどうかというのが判断されることになるのですが、そういう意味で個々のご意見はまだ十分反映されておりません。

ここで我々がとりまとめた、将来河川の水質とか環境、或いは生態系というようなものをどう管理し、保全していくかということ念頭に、それを満足させるような仕組みづくりをとにかく始めて欲しいということでこのようにつくりましたので、将来20年、30年後にいわゆる次の河川環境管理のマスタープランができ上がって、それにのっかって進めるであろう方向を目指して欲しいと考えています。そうすると、個々の事業についてもその中で話がまたできるようなと考えております。

大体そのようなところですが、各委員の方からご意見を頂こうと思っております。特に山村委員からは「マスタープランはこうあるべきだ」と細かい項目まで入れた立派なものを書いて頂きました。

山村委員

追加で配付しました私からの提供資料を見て頂きたいと思っております。これと非常によく似たものとして「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」というのが「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議の決定として出されております。これは、いわゆるコストルゾーン・マネジメントのための総合計画ということであり、この前文に書いてありますように「21世紀の国土のグランドデザイン」というのは平成10年に閣議決定されたわけでありまして、これは各省の大臣が全部合意したという1つのプランであります。

その3というところを見て頂きますと「沿岸域の総合的な管理の必要性及びその理念」というのがありまして、これは琵琶湖・淀川水系の総合的管理ということと共通性がある

わけであります。そして、(1)の ということ、持続可能な沿岸域というものを目指して、これを将来の世代に引き継ぐことが必要であるということがうたわれております。また、 では「多様な利用と保全の調和」ということがうたわれております。これは、沿岸域でも河川域でもいろいろな利用の要求が相反する形で出てくるのを調整する必要があるということであります。

それから、(2)に「沿岸域の総合的な管理に関する基本理念」ということを述べておられて、やはりこういうマスタープランをつくる時にはまず理念、その次に基本方針と述べられております。

そして、4で「沿岸域圏総合管理計画のあり方」というのが触れられております。それを1枚めくって頂きました2ページ目ですが、その1行目では「沿岸域圏に関わる多様な関係者の合意を得て策定されるマスタープランであり」ということで、このマスタープランというのを基本方針として位置付けているわけなのです。(1)で基本的な考え方が述べられ、(2)ではその総合計画をつくる視点となっています。 は「参加と連携の視点」となっています。今回の資料2-1については連携の視点は入っていないのですけれども、これはまた住民参加部会が提言しております。それから、 は「長期的な視点」とあります。この分野では50年を視点にしているようであります。

それから、5のところ「沿岸域圏総合管理計画の策定に関する基本的事項」というのがあります。この中で言っていることは、先ほどの資料2-1で述べられたことと共通しているところがあるわけです。特に(2)の「地域特性等現状の把握」というのは、過去から現在までどのように琵琶湖・淀川が変化してきたのか、現状はどうかということをも把握する必要があるということをおっしゃっているのと対応いたします。

それから、(3)の「総合管理計画に盛り込むべき事項」の の2行目のところに「計画期間の目安としては、総合管理計画が長期を見据えたマスタープランであること、及び段階的な計画による沿岸域圏の整備等が進められることを考慮し、概ね10年程度の期間ごとに変更していくことが考えられる」ということを書いております。

その次の が「基本方針」でありまして、これは基本理念にのっとり基本方針というものを決めていくということなのです。

次の のパラグラフの下から2行目、「例えば、沿岸域圏全域についてゾーニングをして、各ゾーンの個別具体の事業、施策その他の取組みを定めることが考えられる」とあります。ここでははっきりと、ゾーニングをすべきであり、ゾーニングごとに施策と取組みを考えていくべきであるということをおっしゃっております。

その他、資料2-1で述べたように、いろいろな状況ごとに事後評価しながらフィードバックしていくということもその中に入っております。

3ページ目では(4)の「総合管理計画の策定及び推進の体制」というのがありまして、ここでは推進体制の組織のことがいろいろ書いてあります。この資料2-1でも先ほど水質管理協議会等の委員会の問題が出てきましたけれども、それと関連しています。特に流域というものは河川管理だけではなくて森林管理や都市開発の管理が関係しますので、河川行

政の総合だけではなくて流域全体の各種の行政の総合というものが必要になってくるとい
う観点から、ここでは協議会や沿岸域圏委員会、技術専門委員会だとか行政連絡調整会議
だとか、そういう各省庁の行政を統合するための構成がいろいろ提言されているわけなの
です。その点では、我々の提言よりももっと広いということが言えると思います。

6 のところで「総合管理計画の策定・推進にあたっての配慮事項」というのが書いてあ
りまして、「(1) 総合管理計画の性格」で、これは法的拘束力を有するものではないけれど
も、保全・利用の調整を行う際のよりどころとして活用される等の実効性を担保するため、
参画する多くの関係者・行政の合意を得て策定されるマスタープランとするよう努めるこ
とということがはっきり打ち出されております。

その他いろいろ書いておりますけれども、その次のページをめくっていきますと、「(4)
計画の一貫的な推進」ということで住民との関係が載っております。

また、これは住民参加部会とも関連するものでありますけれども、地方自治体のやるべ
きことというのが載っております。住民意識の高揚を図るとかアンケート調査をやると
か、懇談会、シンポジウム、イベント等の情報発信で沿岸域圏委員会に参加しない個人等
の意見も把握すべきであるとか、そういうことがいろいろ書かれています。

そして、(6) では既存のいろいろな計画の点検をして総合的に一体化すべきであるとい
うことが書かれているわけですね。これは政府の考え方がそうであります。

それから、資料2-1では「指標」ということが出てきましたけども、これは一般にアメ
リカやイギリス、最近の行政のやり方でベンチマーキングと呼んでおりまして、何年間で
どれだけの目標を達成するかというベンチマーキングをつくって、それを年度が終わった
時に評価して達成率を考えるとということです。これは国土交通省の行政評価の平成13年度
の年次白書の中にも非常に詳しく書かれておりまして、国土交通省の行政政策の評価の指
標の中でも、アメリカやイギリス、ニュージーランド、それからオランダ等海外における
行政評価のあり方についての説明がずっと載っております。そういう考え方と資料2-1の
考え方とは共通性があるということが言えると思います。

私の見解では、資料2-1はゾーニングの点についてはもうちょっとはっきりしておいた
方がよいのではないかと、そういうふうに思っております。

宗宮部会長

平成10年に閣議決定された「21世紀の国道のグランドデザイン」の中にマスタープラ
ンというのが出てくるということで、貴重な情報をご紹介頂きました。委員方で何かご意
見頂けませんでしょうか。できれば、基本的な考え方の辺りというようなところで、こ
ういうような書き方でよいのだ、或いは、そうではない、もっとこうすべきだということが
あればお聞きしたいと思っております。

倉田委員

大変結構なとりまとめなのですが、これは私個人の考えだけではなくて事前に4名ほど

で話をしていたのですが、文章が非常に要約化されておりまして、表現がかたいのです。

どこがとは言いにくいのですが、例えば3ページの2行目のところに「4『河川整備の方針』4.2『河川環境』」と書いて、その次に「流域の河川環境の目標」と書いてあるのです。

「河川環境の目標」という言葉だけを取り上げますと、何を言おうとしているのかなと考えてしまいます。つまり、要約し過ぎているのではないかなと思います。わかるようなだけでも、他の方に砕いて説明しようとするの大分長く言わなければならないなと思うところがかかなりあるのです。そういう意味で文章がかた過ぎるのです。

それともう1つは、言葉の表現が、書かれている方はわかりなのだけど、いきなりこれを見た人にはついていけないという面があるので、心しないといけないのではないかと話をしていたのでご紹介しておきます。

宗宮部会長

訂正はいたしますが、先ほども説明申し上げたけれども、「流域の河川環境の目標を掲げる」というその目標というのは、実は2ページのところに目標とはというのがずっと書いてあるのですが、それを受けておりまして、目標の中身は多分このようなことだということとは読んで頂けるのかなと思いましたが2度書かなかったのです。少し工夫の余地はあるかと思えます。

江頭委員

3ページ目の「水系全体を統合管理する理念・システム」のところですがけれども、先ほどの部会長の話ですと、水量についてはある程度評価システム、管理システムができていくということでした。しかし、環境についてはそれさえもできてないからそこへ追いつくためのシステムをまずつくろうではないかということでした。もちろんそのことも重要なのですけれども、当然、水量につきましても管理システムというのをつくっていかねばいけません。ですから、あまりこだわる必要はなく、新たな管理システムをつくるのだというような姿勢が要るのではないかと思います。

それから、3ページ目のところの「水系全体を統合管理する理念・システム」という「理念」というのがよくわからないのでもう一回説明して頂きたいということと、このシステムの中に1つ大きく欠けていますが、物理環境というところに入っているのだと思いますが、流砂、河川形状について前面に出るような書き方が要るのではないかと思います。

もう少し言わせて頂きますと、同じく(2)の4行目に、琵琶湖流入河川云々と書いてあるところがありますね。ここは括弧を外してもう少し丁寧な格好で書いて頂かないと、多分ここをまじめに読んでいて何が書いてあるかわからないというようなことになりかねないので、もう少し手を入れて頂きたいと思えます。

それから、5ページ目の「(3) 具体的な変更修正意見」のところでも問題かなというところがありますのでそこを指摘させて頂きたいのですが、例えば黒点の2番目のところ。「河口デルタの形成支援」。もう少し具体的に書かないといけないのではないかと思います。

例えば、河口デルタは流砂さえ供給してやればできるというのはもう琵琶湖の場合にはわかり切ったことなのですが、つくりっぱなしにすると治水上問題が出てくるということで、「管理」という言葉もひとつ入れておいた方がよいではないかと思います。それと、黒点の下から2つ目、「河辺林の回復」というところも「管理」という言葉が必要になってくるのではないかと思います。

あとは全体的に、流砂系の管理というのがもう少し前面に出てよいのではないかと思います。

細川委員

個人の意見を考慮して書いて下さっているなと思いますが、実際この意見書だけを出されて、河川管理者の方は何をどうしたらよいのかがおわかりになるのかと思いますが、いかがなものなのでしょうか。

芦田委員長（他部会所属）

その点に関して私も意見を言わせて頂きたいと思います。第2稿に関しまして環境・利用部会で検討して頂いて、立派もまとめて頂いたと思いますが、特に最初の2つの項目ですね。環境に対する目標を設定しようということと、それを実現していくシステムを考えなさいということを提言しているわけですが、河川管理者の方は目標を設定したつもりでおられると思います。

従いまして、せっかく意見を言ったことが河川整備計画に反映しないとあまり意味がないと思います。ここには河川整備計画にどのように反映するかということを書いて頂いていると思いますが、それを河川管理者がどのように受け止めておられるか、その辺りをちょっとお聞きしたいと私も思ったわけです。そして、その辺りをディスカッションして、もう少し表現を変えるとか、実は目標というのはこういうものだと考えているというような具体的な進展があれば非常によいと思っているわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

大きくは2点かと思っているのです。1つは、いわゆる目標設定のところ、ここについては第2稿でも「水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を強く意識し、各河川に応じた河川の横断的・縦断的の形状の改善、残された環境の保全や失われた環境の再生、住民が安心して利用できる水質の改善等を目指す」という目標を掲げているのですけれど、これをもっと指標化していくことをやっていけということでしょうか。ですから、それは今の説明資料（第2稿）で書いてあることを河川整備計画の中で具体化していけという意味でよろしいのか、その辺りが私自身ははっきり咀嚼できていません。

それと、流域の総合管理システムの構築については、確かに水質のところでは水質管理協

議会というような形で書いています。水質だけでなく全体に広げてということでありませうけれど、「河川環境」の中で、フィードバックとモニタリングをやっていこうというような認識は冒頭に書いているわけですが、全体の管理といったことも含めた管理システムをつくっていくことについても第一歩を踏み出ささいということかと思えます。その辺はどういう形でうたえるのかなということを今考えていたところではあるのですが、理解が不十分であればまたお教え頂きたいと思えます。

宗宮部会長

確かに対応する文章は書いてあるのですが、目標としてきちっと書いてあるわけではないのです。こうすることを目指しというくらいで書いてあって、目標という形で掲げてはないのです。ですから、もう少し明確にした方がよいのではなからうかということなのです。

それから、先ほどシステムの話も出てまいりましたが、我々としては確かに事業実施後の成果をモニタリングしていくというのは是非やって頂きたいことなのですけど、モニタリングした後の評価を次の仕事へきちっとつないでいって、今やったことの意味があるかないかということの評価をして、それを公表するシステムをつくって欲しいということなのです。

中村部会長代理

検討会と作業部会で様々な議論があって、委員のご意見だとか、河川管理者からのご指摘に関わるような議論が非常にたくさんありました。それで、取り敢えずこういう形で皆さまのご意見を集約させて頂いて、まさに今頂いたご意見をこれから議論していく材料とするということでしたので、皆さまで試行錯誤していくことが結論になるかと思えます。

どういう受け止め方で検討が行われ、集約が行われたかということになるわけですが、まず流域委員会の提言というのがあるわけです。そして、個別事業の河川整備計画というのがあるって、この両者をつなぐドキュメントとして「河川整備計画策定に向けての説明資料」があるわけです。

ところが問題は、この説明資料の中に提言と河川整備計画をつなぐような構造といいですか、或いはやり方だとかというものがもう少し明確にならないと、委員会の方ではこういう提言をしていて、河川管理者の方からは具体的な整備事業は出てきたのですが、どうもその間がなくて、うまく機能してくのかということなのです。特に河川環境という非常に新しい分野については試行錯誤が難しいということでも出てきたのが、資料2-1の2つの考え方です。流域全体の目標とその目標を達成するためのプロセスをもう少しこの説明資料の中で踏み込んで、或いは踏み込んだ考え方に展開して頂けないかなというのが1つです。

それからもう1つは、あえて具体的なシステムを考えるとすれば、水系全体を統合管理するようなシステムの構築ということで、先ほど江頭委員がおっしゃられましたけども、これは環境、生態系だけではなくてこれまでの流量管理ということも含めて新しいシステムをつくっていかねばいけないのだということなのです。ここらも、現在あるものをさら

に新しく環境、生態系を含んだものに発展させていくということももちろんあるでしょう。それからこれだけの環境をめぐる事業をやっていくわけですから、これが全体として1つの有機的なつながりを持って、上下流だとか水文だとか、或いは物質循環だとかというようなところを含めて全体をつなぐ構想がきちっと反映できるような、或いはそれが反映されたものがうまくフィードバックされるように、またフィードバックされていくプロセスでいろいろな情報が共有されていくようなシステム、これは急にできるわけではありませんから、具体的に試行錯誤して徐々に作り上げていって、河川計画の一環の中にきちっと位置付けていくということが必要だと思います。或いは、そういうものを目指すということが実はこういう河川整備計画を非常に有効につくり上げていく条件になると考えていくべきではないかと思います。そういう発想といいますか背景が委員の皆さまの頭にあって、それを文章にしたらこういう感じになったということです。

倉田委員からご指摘がありましたように、文章がかたい、書き方が親切ではないというようなところが多々あるかと思います。それは、最終的に仕上げていく中で反映することになるのではないかというのが私の見方です。

芦田委員長（他部会所属）

今おっしゃったことは非常に大事な点で入れて頂きたいと思います。これは環境だけでなく、治水、利水、環境の統合的な管理ということ、環境の中でも、総合、流域全体の管理ということです。これは説明資料の第3章の「河川整備の基本的な考え方」辺りに殆ど入っていないので、それに加えて頂いたらどうかなという気もするのですね。

宗宮部会長

おっしゃる通りです。委員長のご指摘の通り、我々も第3章の初めのところに総合的な管理といった考え方を入れて頂けたらと思います。

芦田委員長（他部会所属）

それは頭の中には、皆さまあると思います。当然のことだと思っておられると思いますが、それを文章化した方がよいのではないかと思います。

宗宮部会長

ご指摘頂きましたように、資料2-1の最初のパラグラフには、「提言第3章の河川整備の基本的考え方において」とあります。実は我々の提言の方からいって、「4-2 河川環境計画のあり方」等を一部、最初のパラグラフにちょっと入れて欲しいというのが最初の意見なのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

治水、利水、環境を分けて考えるのではなしにやろうと思っておりますので、そういう

ことをどこかの文章で明言するというのはやぶさかではないと思います。その点は結構だと思います。

ただ、今度9月5日に我々は最終案といえますか原案を出そうとしておりますので、我々もよく理解しておかないと困りますので、何点かお聞きしたいと思います。

私はどうしても、この「流域全体の目標」というのがわかりかねておりまして、先ほど申し上げましたように、例えば1960年代の河川の形状、ワンドだとかたまりとかがあって、水量によって結構変動していたというところを強く意識して、横断方向なり縦断方向に連続性を保っていかうということは我々も第2稿でも書いているわけですし、それよりももっと詳しいといえますか、具体的な目標を書けとおっしゃっているのかどうかというのが1点です。

それからもう1点は、「統合的な河川環境管理システム」、言葉としては非常によいと思いますけども、具体的に統合的な河川環境システムとは何かということがあります。例えば我々は、水質についてはそういうことを挙げています。要するに、流域管理をしながらそうしないと川の中では対応できないというのはわかるのですが、これは恐らく生態系も含めてのことだと思います。その時の統合的な河川環境管理システムというものが一体どういうものなのか、私には具体的にはわからないので、その辺のイメージがあったら教えて頂きたいと思います。

それから、最後のページの「(3)利用」のところです。実は私どもは、利用については基本的な方向として、河川でなければならぬもの以外のもの、例えばグラウンド等については縮小していくことを基本とするということはどうなっています。しかし、住民から、或いは自治体からのニーズも非常に高いということで、一律に、河川敷のグラウンドをカットしますよ、すぐなくしますと言うことはできないので、個々の案件について十分議論しながら、基本的な方向に沿いながら判断していきたいということで、河川利用保全委員会というものを個々の河川ごとにつくっていきたくて言っているわけです。

ここでは、今後の利用の見通し等を踏まえて具体的な目標と計画を作成し、その計画に沿って判断していくというようなことが書かれてあるのですが、この利用の計画というのは具体的にどういうことなのでしょう。

例えば、この河川のこの区域についてはグラウンドを何ha確保するというようにもとれるのですが、まずこの計画を立てないことには判断できないということになると、この計画を立てること自体が非常に議論を呼んで、それこそ流域全体でどのように住民の方のニーズを聞きながらこの計画を立てていくのかということになると思います。

私はこの計画を立てること自体は不可能だと思っているのですが、不可能だからこそ、個々の案件について基本方針を踏まえながら判断していかうというのが我々の案です。この辺についてどのような考え方なのかをお聞きしたいと思います。

宗宮部会長

川上委員がいらっしやらないので、もうよろしいですか。委員会としては1名足りない

状況です。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

意見交換として続けて頂くということによろしいでしょうか。申し訳ありません。

宗宮部会長

時間も1時間半たって、どこかでブレイクをとろうと思いますが、今、河川管理者からご質問がありましたので、続けさせて頂きたいと思います。

最初の「流域全体の目標」の件は、資料2-1の2ページのところに書きましたような、具体的な細かい数値ではなくて概念的なもので与えておいて、そして中身の具体的な指標なり何なりは委員会の方でもう一遍詰めて頂くということだと思えます。それができるまでは、今は仕事をやって頂いても、将来もう一遍それを見直して事業の評価をするというようなことになるのではないかと考えているのです。ですから、目標については、こういう大きな目標でも今のところはいたし方ないのではないかなと考えているところです。

それから、「統合的な河川環境管理システム」がどうあるべきかですが、私どももよくわかりません。いずれにしても、上流から下流まで、社会生活を含めて、いろいろなものを入れた形で河川サイドが管理する委員会が要るのかどうかとおっしゃると、これは関連するところが多くなりますから、一体どこが音頭をとってやるべきかということになってくると必ずしも明確にはなっておりません。

いずれにしても我々としても、農林、商業から、他の工業活動、人間活動、全部入れたものが、情報が集まらなないと管理ができないかといったら、そうでもないと思います。水サイドとしてやるべきところ、関連するところを中心に見ざるを得ないだろうと思います。治水、利水とか、或いは流砂のお話もありましたが、水に特に関連するところからのシステムもつくっておいて、上流の影響が下流へどう行くとか、途中でやった仕事はどうなるかということがわかるまでやって欲しいというのがポイントです。

ただ、この中で一番ポイントになるのは生態の話ではないかと私は思っていますので、この辺りについては西野委員の方から、是非一言お願いします。

西野委員

生態につきまして一番問題になったのは、部会のとりまとめの前の案では、自然環境のところ、生態系の回復については、ピンポイントではなくエリア全域についての回復を目指すべきという項目が入っていたのです。それをどのように反映すべきかということ議論しまして、それで最終的には統合的管理システムの中に入れたわけです。

何が問題かといいますと、結局、第2稿で基本方針というのは出ていても、実際の整備シートを見ると結局ピンポイントでしかないのです。劣化した生態系システムをどう回復するかというと、やはり流域全体を視野に入れた中で回復を考えないといけないのです。しかし一方で、利用、治水、利水というものを考えていかないといけないわけで、そうし

ますと、全体を管理するシステムの中で生態系の回復を考えていく必要があるのではないかとということです。

では、今目標を掲げられるかといふとなかなか現在の学問レベルでは難しいということです。何が問題かといふと、やはり情報ですね。生態が現在どうなっているのかという情報が欠如しているのです。ですから、モニタリングの結果みたいなのも集めて情報を統合するようなシステムを構築していくというのが一番具体的で実現の可能性があるのではないかとということで、統合管理システムといふところに生態の話も盛り込んでもらいたいと考えたわけです。

芦田委員長（他部会所属）

繰り返しになりますけども、環境の統合管理というのは、例えば河川形状を曲線的に直すだけではなくて、ネットワークをつくるということ、それから水量とか水質のコントロールがありますね。それはやはり全体が関係しますので、それを見た管理が必要であるという意味で使っていると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

おっしゃっていることはよくわかるのですが、私どもがそれぞれ今出しております具体的な事業なり検討の中には、当然全体的な中での1つ1つの事業を出しているわけですので、ですから、この統合的な環境管理システムを河川整備計画の中でどういう格好で位置付けたらよいとおっしゃっているのかがよくわからないのです。

例えば、説明資料では、決してワンドだけをつくると言っているのではなく、水量も変えましょうと、ダムも操作も変えましょう、洗堰の操作も変えましょうということで、水量、水位、今の形状とか、いろいろな生態系の話も全部ひっくるめて言っているのです。ただ、書いてある中身については、それぞれ項目がありますから分かれて書いていますけども、そのつもりではいるのです。ですから、どういうことをもっと強調しろとおっしゃって、この統合的河川環境管理システムと言っているのかなと思います。

西野委員がおっしゃったように、データについてフィードバックするのに、データを統合的に管理するシステムをつくれという、これはわかります。そうではなしに、もっと他に何かあるのでしょうか。

山村委員

資料2-1の意見(案)が非常に総論的というか抽象的なのでなかなか理解が得られにくいという点があると思います。ですから、やはりこれは、第2稿に対応する形で、この理念に沿ってもうちょっと具体的な提言に変えていく必要があると思います。

但し、先ほどから質問がありました目標の点についてですけども、その目標というのは、河川整備計画におきましては大目標、中目標、小目標というのがありまして、一番下の下位目標というのが指標という形で出てきて、ベンチマーキングになってくわけなのです。

説明資料で書かれているのは上位目標の方が主に書かれているわけで、中位目標、下位目標についてはこれから具体的に提言していこうというところがあるわけなのです。

例えば具体的に例を挙げて言いますと、先ほど出てきました河川公園の問題ですけれども、河川公園とか、河川公園以外で利用されているゴルフ場等いろいろなものがあるわけですけれども、例えば30年のタイムスパンの中で、どのように段階的にこれを解消していくかということがあります。生態系に即した形に復元していくかというタイムスパンを伴った目標ですね。これは今すぐにできないということであるならばどういう段階でやっていくかというものです。

先ほど、それはわかるけれども、利用のニーズが非常に強い中でそういうものを抑えてやっていけるのかという話がありました。例えば琵琶湖のブラックバスの問題を取り上げても、ブラックバスの釣りをしたいというニーズはいっぱいあるわけなのです。しかし、やはりそれは生態系に悪いのですから我慢してもらわなければいけないということで社会的合意が進みつつあるということです。

それと同じで、結局河川公園やゴルフ場が河川の生態系上よくないということであるならば、いかにそういうニーズが強くて、そのニーズは段階的に縮小していってもらわなければ困るのだと、そういう方向でいってもらわなければいけないわけで、ニーズがあるからとにかくこれは仕方がないということではやはり困るわけです。その点をはっきり、これは住民参加部会でもその点を提言はしているわけです。

もっと具体的に言いますと、例えばビオトープの問題で、いろいろワンドをつくったりする、生態系を回復していった縦の流れのビオトープを形成していくといった場合に、総面積、例えば30年後についてはどのくらいの面積にしていくのだとか、どのくらいの量にしていくのだとかというような目標があってよいのではないかとということで、そういうのはどちらかという中位目標とか下位目標というところ辺になってきて、もっと具体的には、一番下位目標までいきますと、ワンドをどれだけつくるかというのがベンチマーキングになってくるということなので、その辺をもうちょっと、どのように構想としてつくり上げていくかということになると思います。

この点については、むしろ流域委員会の環境・利用部会の方で、個別的な中位目標、下位目標にこのようなものがあるのではないかと、或いはこれをこういう形ですべきではないかということ、もう一度各論版としてつくっていった方がよいのではないかと考えています。

宗宮部会長

委員の方、まだご意見をお持ちだと思いますけれども、恐れ入りますが、ここで10分ほど休憩を入れさせて頂きまして、一般の方々からもご意見を聞くというようなことにしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、今から休憩に入りたいと思います。11時半まで休憩にさせていただきます。11時半になりましたらお席の方へお戻り頂きますようお願いいたします。

〔休憩 11:15～11:30〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

お待たせいたしました。只今より再開いたします。

宗宮部会長、よろしくお願いいたします。

宗宮部会長

それでは再開させていただきます。

各委員の方からはまだもう少しご意見を伺った方がよいだろうと思います。恐れ入りますが、終了時間が長引くことにならうかと思いますが、ご了解頂きたいと思います。

河川管理者の方からも、目標の設定の仕方とか統合管理システムそのもののあり方とかいろいろなお話もありました。どこでどう設定したらよいのか、あまり明確ではないということもありました。

まだご発言頂いてない委員の方で、何かこの際是非入れた方がというのがありましたら。何かありませんでしょうか。

三田村委員

特に意見はありませんが、とりまとめは少し格調が高過ぎて理解するのに時間がかかりそうに思います。倉田委員がおっしゃったように、具体的にお書きになった方がよいのではないかと思います。理解できる内容の項目についても、ああ、書いてあるのはこういうことだろうと想像するにとどまっていますので、河川管理者の方は多分想像の域を超えてしまわれる可能性があります。

例えば、資料2-1の6ページの4行目、「水面の利用を規制する際には生態学的な面」と書いてあります。「生態学的な」というのは何を具体的に示しているかわからないのです。私はこの委員の中では生態学の理解が進んでいる方だと思いますが、わかりません。個別の文言で少しご注意して下さった方がよいと思います。

宗宮部会長

言葉の使い方、或いは内容の表現の仕方、なおかた過ぎるということであれば、工夫したいと思います。

江頭委員

先ほどの河川管理者からの質問について西野委員と話をしていたのですが、いわゆる統

合管理システムについて、私なりの意見を述べさせていただきます。

例えば琵琶湖の水位操作、最適の水位操作を考えていくという自体がまさに統合システムに相当するものだと思います。それに加えて、いろいろなサブシステムがつけられる可能性が随分あるわけです。

河川管理者はこれまでにいろいろな、例えば植生データでありますとか生物データ、或いはワンドのデータというものを随分持っておられるわけです。そういうデータを使ってどういうシステムができていくかということですね。そういったものを、例えば大きな水位操作システムに加えていくという場合、では、今、システムの下位としてどういうものがあるかというのはもちろんわかってないわけですが、やりながらよい答えを見つけていくというようなことを総合して、統合管理システムと呼べばよいのではないのでしょうか。

宗宮部会長

統合管理システム、実は管理というのを河川整備計画の事業としてどう書くかというのが非常に難しいところなのです。

ですが、我々も先ほど河川管理者の方とも話はしておりましたのですが、これはやはり対応する事象が非常に幅広いといえますが、それこそ水位、水量、水質、土砂、流砂、生態、魚もそうですが、全部に関わってきてしまうものですから、環境・利用部会だけの河川環境管理システムをつくっても十分働かないということは重々理解できますし、また説明資料(第2稿)では、河川の「維持管理」の項を起こされて、事業の維持管理はこれでやりたいということが出ておりますが、いわゆる全体的な流れは、できればこういった流域委員会として河川環境管理システムみたいなものを構築して頂ければ、全部包含しながらその委員会にデータを全部集中するということになると思います。そうすれば、その下に、水質汚濁防止連絡協議会みたいなもの入りながら、水質もやる、生態もやる、流砂もやる、水位の管理、水量・水質の管理、水位をやってらっしゃるのも入って頂くというようなことで、統合管理できるようになればもう少し評価が明確になるのかなというような話はしておりました。

ですから、この部会としましてはあまり大きなことを言い過ぎているのかもしれない。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

質問という形になるのかもしれませんが、個別の事業なり何なりについて、モニタリングして、それをフィードバックして、公開していくということを言っているわけでありまして、そういうのを、個別の話ではなくて、全体の話とすると、河川整備計画そのもの、全体の話になります。

そういった時に、第2稿の計画策定のところで、どうやって進めていくかということについて、当然関係省庁、自治体と連絡して、或いは住民と連携してやっていくということの中に、淀川水系流域委員会にその状況を報告しますよという形になって、それで、いわ

ば河川整備計画自体が1年ごとくらいにチェック、見直ししていくという形で申し上げているわけです。その行為そのものとどう違うのかがよくわからないのです。

宗宮部会長

他の委員にお答え頂いた方がよいのかもしれませんが、私の理解では、そのデータが横断的であれ、一応総合的に判断できる場がつけられている方がよいのではないかとということなのです。

何かもっと他の言い方があるのでしょうか。

山村委員

具体的な整備内容シートに関して言いますと、環境に関するシートのところをみてくださいと、シートの書き方は、「現状の課題」というフレームがありまして、その次に「河川整備の方針」というのがあります。その次に「具体的な整備内容」という形で書かれているわけなのです。

ところが、この「河川整備の方針」というのは非常に抽象的な、方向みたいなものですが、けれども、例えば河川の横断面についても、どのように改善していくかということについて、各河川の、30年間の目標とか距離とかいうような、指標とかベンチマーキングのような記載が全くないのです。個別の箇所ごとに書いてあるということです。ですから結局、全体としてどういう方向でその横断方向を改善するか、或いはワンドをどのように変えていこうかというのが浮かんでこないのです。そういうのが我々の考え方だと思います。

江頭委員

山村委員がおっしゃった通りかもしれませんが、それほどこれを難しく考えなくても、のんびりやればよいということもあるかもしれません。

例えば、ある意味では、環境に着目した1つのシステムが当然あるわけです。琵琶湖の水位操作等を考えますと、上下流の問題、いろいろなものを総合的により好ましい環境をつくり上げるシステムというのは1つの目標にできるわけです。もう1つは、水利用のそういうシステムが当然できてくるわけです。それからもう1つは、いわゆる治水、防災のシステムがあるわけです。それを統合するような格好のものを描けば、当然水系全体を統合するシステムになっていくということです。

答えそのものは見えないけれども、それぞれのサブシステムとサブシステムの関係、こら辺を十分議論していけば全体像になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

この統合システムというのがやはりまだよくわかってないのですけれども、治水、或いは利水、環境といったものを統合的に考えないといけないということはおっしゃる通りで

よくわかっています。しかし、それを考える場はこの流域委員会であると私たちは理解しているのですけれども、それでは不十分でこういうのが要るのだということなんでしょうか。

例えば、私たちは新たに、仮称ですけれども琵琶湖・淀川流域水質管理協議会が必要だと言っているのですけれども、これを、水質に限らない、もっと広いものでつくるべきだということをおっしゃっているのでしょうか。

そうだとすれば、そこにどういう機能を持たせるべきなのかという、その辺りをもう少し具体的に議論できれば理解が進むのかなと思っているのですけれども、よろしくお願いします。

中村部会長代理

具体的にどうしたらよいかということはまだ我々もよくわかってないと思います。ただ、何が起るかということはどうもぼんやりわかっているのです。

1 つは、これだけの整備事業を検討し、或いは具体的に事業をやっていかれるわけですから、例えば先ほどの話ではないですけど、横断的な形状の話というのは、複数の事業について、当然進捗状況だとか問題点、或いは新たな試行錯誤とかパイロット事業等ということが出てくるわけですね。それはどこかに情報が集まってきて全体として判断していくのだらうと思いますけども、仮に流域委員会が実際にその役目をするとした場合に、そういう情報はどのように流域委員会にフィードバックされるのか、或いはフィードインされるのかということがあります。何かそういうものが具体的に機能するシステムとしてなければ、流域委員会があっても、具体的に流域委員会で検討していったり、或いはデータを検証していったり、或いは新しい提言をしたりということができないのではないかと思います。

では、それをどうしていくのかという時に、整備内容シートの中で、そういうセクションを設けられるのかと思って先ほどから見ていますのですけども、設けるとしたら、今の計画全体の話ですね。その中に、流域委員会の活動を支援するにはこういうことをやらないといけないというような具体的な何かを書かれるか、或いは既にある整備内容シートの中で、協議会なら協議会の中に、先ほど江頭委員が言われたようなことを含めた、もう少し書き込みをして、こういうものが必要なのだという書き方をするかということになると思います。

もう1 つは、維持管理という項があるのですけども、この維持管理というのは実は整備事業の維持管理の話なのですね。これは、計画を進めていく上で計画全体の進捗を管理し情報をフィードバックしていくようなセクションということではないので、この維持管理の部分をもう少し、事業の維持管理だけではなくて、計画全体を進めていく中で徐々に成熟させていけるようなシステムとして構築するようにするか、或いは、そのセクションをもう少しそういう性格づけを含めたセクションにしていくかだと思います。

いずれにしても、流域委員会があったとしても、それをサポートするシステムなり検討

の場なりというものが必要だと思えます。これだけのことをやるわけですから、どういう形でいけるのか、そういうものを何か整備シートなり計画の案の中に入れられるかどうかというのが議論のポイントではないかと思えます。

有馬委員

説明資料(第2稿)を受けて、一応具体化されたものがこれなのだと私は理解していません。

ですから第2稿の内容で、これは変えないといけないというところは文句を言いましたが、今、委員としてやらなければいけないことは、徹底的にこれを解剖することだと思えます。

説明資料にはモニタリングという言葉がいっぱい出てきますが、モニタリングとはどういうことなのかが、河川管理者はおわかりになってない、フィードバックという言葉が出てきますが、フィードバックというのも中身はよくおわかりになってないなと思ひながら、膨大な資料ですからちまちまと解剖しているのです。

そこで、これについていろいろ出てきたものを総合していく中で、システムとか河川整備計画というのがさらにはっきりした姿をあらわすのではないかと考えているのですが。

紀平委員

私も今、有馬委員がおっしゃった通りだと思います。

ここに1つの例がありまして、高槻市が芥川を中心にした21世紀のまちづくりという立派な河川整備計画というのが10年前にできたのです。この時、私は委員として参加したのですが、全部イメージ図の資料というかパーツなのです。

ここには魚道というのは入ってなくて、私は魚が淀川から芥川の上まで上れるようにという話を何遍もして、そういうのを考えようということになって入れてもらったのですが、イメージ図の中には全部魚道のような、或いは魚道ではなくてジグザグに仕切りをして、十分魚が上れるよというような図があるのですよ。私は安心していたのです。全ての落差工には魚道をつくるということで、その時、30何カ所あるのですかと聞いて、それを指摘したにもかかわらず、1つもできてないのです。

その後、高槻市長に何回か面会を求めたのですが、全く面会して下らないのです。このような計画ができて、本当に芥川は川がむちゃくちゃになっているのですよ。芥川の流域の住民運動をやっている方にも、私はつるし上げですよ。いまだに言われています。

このような河川整備計画ができたのでは困ります。ですから淀川水系流域委員会での河川整備計画は、本当にこのようにせものをつくって欲しくないのです。

今、有馬委員が言われて、私は本当にその通りと思いました。具体的な先ほどの話にしても、利用のところも、これでは本当に宮本所長がおっしゃった方がはるかに立派なもので、国土交通省の方がよくわかっているのです。

これを見ていたら利用のところにしても、河川空間の利用についてはという話のところ
でニーズが高いというのは、これを最初に持ってくるのではないのですよ。これは後なの
です。やはり川では川でしか利用できない利用の仕方があるよというのを断言しておいて、
川から少しずつ退去して欲しいと思います。

しかしながら、現在ニーズが高いというのが後から来るのですよ。これは最初からある
のですよ。所長が先ほどおっしゃったのは、本当に私は感動しました。我々まとめる方が
このような状態では大変心配です。

それからさらに前に戻りまして、例えば2ページの目標については、「例としては、『琵琶湖・淀川水系の固有種が持続的に保全され』」とありますが、このようなのはできますか。
絶対できません。

先に来るのは在来生物の多様性、これがあってこそ固有種が存在できるのです。固有種
だけ守ろうとか特別なものを守ろうというのは間違いです。河川とか湖とかその在来種
が健全であって、その固有種が守られるのです。ですから、これは言葉が逆転していま
す。これでは本当にわかってないなと、有馬委員がおっしゃったので、私もつけ加えてち
よっと具体的な例として話をさせてもらいました。

細川委員

やはり整備内容シートを読んで不安にかられる部分というのがありまして、特に「維持
管理」という項目ができたことなのですけれども、その維持管理の中には、住民の要望を
受けて小道をつくるとかバリアフリーを進めるとか、そういう内容というのが出てきてい
るのですけれども、こういう整備というのはやはり現状の都市公園的な整備を追認したよう
な形のやり方ではないのかなと思います。

十分これから配慮して下さることだろうとは思いますが、環境的には必ずしも有
効とは言えない整備を現状はこうで、住民からこういう要望があったらそのことをそのま
ま継続していくというようなものだと思います。環境については河川形状を修復していく
ということ掲げているが、一方で今の都市公園的な利用というものを現状維持のまま
認めていくのかなということで、本当に河川の環境全体をよくしていくということが可能
なのだろうかという疑問に思います。そういう不安をやはり感じる部分があります。環境とい
うのは全てつながったものですから、それを一方でこの住民は環境への意識が高いから
環境に配慮した整備がどんどん進む、一方でこの地域の人たちは環境への関心が薄くてど
ちらかという公園的な管理を望んでいるという、その1つ1つに対応していたのでは、
環境全体をよくしていくということは無理だろうと思います。

そのことに関しては、もちろん河川整備の中に住民参加というのが大変重要な位置を占
めるということはわかるのですけれども、環境に関しては何もかも現状の利用を望む住民
の声を受けて、現状維持しているだけでは環境の回復というのが進まないのではないかと
思います。そのことに非常に不安を感じましたので、今回、もっと全体的なシステムを考
えていこうということを私も是非考えていって欲しいと思いますし、そのことに関しては、

住民の要望だけに応える河川形状の回復ということに関しても、現状、あまり利用の要望がないところですからここではやれていますというような話を聞くと、やはりまだまだ進まないのではないかという不安を感じたのです。

西野委員

先ほどから具体化されたものは整備内容シートで、そこに意見を言えばそれでよいというのは大変よくわかるのですが、例えばモニタリングをしたりフィードバックをしたりというのは、どこかで評価しなければならないと思います。

先ほどの高槻市の河川整備計画にしても評価なしで来ているから問題なのです。ですから、これからモニタリングして、それをフィードバックするにしても、客観的に何か評価しないと行けません。そのためにはやはりまず情報が一元化して、それがある程度共有化されて、その中で評価して初めて流域委員会にフィードバックができると思います。ですから、やはり何らかの意味で情報の一元化、或いはその情報を共有化して評価する仕組みというのが絶対に必要だと思います。

ですから、整備内容シートだけというのではなくて、やはりそういうものを含めて評価システムをつくっていくということは大変重要なことだと思います。

有馬委員

西野委員がおっしゃることはわかるのです。それを押して進めていくのに我々としてどうしていくかということ、整備内容シートの解剖しかないのです。整備内容シートを解剖する中で、今、西野委員がおっしゃった情報の一元化という案が出てくるのでしょうか。

資料2-1の3ページに、「一定の評価基準をもとに第三者も加わって総合的に分析することが重要である」とあります。この辺が今のどこで評価するかということに関わってきていることだと思います。

情報を一元化するとおっしゃいますが、それは要るなということを感じるのですが、それを具体的にしゃべろうとしたら、抽象的なおしゃべりでしかなくなってしまうと思います。それを具体化しようと思ったら、これにとっつくしかしょうがないのではないかなと思います。私自身もそうでないと理解できないので、もう今はこれがバイブルになっているのですわ。以上です。

西野委員

順応的に対応するということは、やはり工事は今我々の知見でベストだと思われる方法をやっていくわけです。しかし、それが本当にベストかどうかというのはモニタリングをして、その結果で評価しなくては行けないと思います。

ですから、現時点で整備内容シートを見るということも重要ですが、それをやった結果として、本当にそれがうまくいったかどうかというのはまた次の問題になるわけです。そういう意味でも情報の一元化というのはやはり必要で、そこで評価するということ

は絶対に必要だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

西野委員の言われていますのは、これはただ単に環境とか利用ではなしに、河川整備計画全体のまさにチェックなりフィードバックのシステムのことだと思います。これは利水にしても治水にしても同じだと思います。

今おっしゃっていますのは、情報の一元化ということをおっしゃっているのですが、そこがよくわからないのです。我々は、この流域委員会は、これから我々がやっていく河川整備計画をチェックしてもらうという意味において、継続して欲しいとお願いしているわけです。その流域委員会での一元化といいますが、情報を全て出して議論するという点では不足だということをおっしゃっているわけですね。

西野委員

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それはこれからチェックしていくシステムとしての流域委員会の、例えば何かまた部会をつくるとか、そういうことというのはあるのかもしれませんが、流域委員会とはまた別途に第三者が入ったデータを一元化するような組織というものが必要なのでしょうか。そこがよくわからないのです。

西野委員

私の個人的な意見になってしまうのですが、第三者がというよりも生態系復元に限定しますと、今までいろいろなところでここは復元しましたという事業がいろいろあるわけですよ。だけど、それが次の事業にフィードバックされてないというのは現実です。

うまくいっている部分もあると思いますけど、うまくいってない部分というのもあって、それが個々の担当者のレベルではあるのかも知れないけど、情報が一元化されてないからだと思います。それをフィードバックするようなシステムができてないというところで、なかなか自然再生というのが頭の中であっても実現できてない部分というのがあると思うので、そのところは少なくとも何らかの専門家の評価というのは必要ではないかなと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それは流域委員会で駄目なのですか。これは非常に根本に関わることです。仕組みの話ですから。要するに、我々は流域委員会の中でこれからフィードバックしてもらおうと、チェックしてというように思っているのです。それだけでは不足であって別途、例えば生態なら生態の先生というか、学識経験者等が集まった生態のチェックのための組織が要る

とおっしゃっているわけですか。

例えば、淀川河川事務所では、紀平委員とか有馬委員に入ってもらって河川環境委員会をつくっているのですが、これはこれで流域委員会とは別途で我々がやっているわけです。それを踏まえた上で、また我々は流域委員会にいろいろなデータなりをこれから出していこうと思っているのですが、そういうことをもっと正式にきちっとした別途の第三者委員会のようなものを位置付けるということなのでしょうか。

山村委員

情報の一元化というのは住民参加部会でも、委員からの提言があって、窓口一本化ということを取っていたのですが、私はそこをちょっと修正したのです。

要するに皆さまが言いたいことは、個々には全部情報を収集されるけれども、一般の市民の人たちまでには情報の共有が進まないということがあります。ですから、流域委員会に情報が全部入ったとしても、一般の市民の人はどういう情報がどういうところにあるのかということがわからないというのは実態だと思います。いろいろ広報でパンフレットとかニュースとかは出していますが、それもまた限定的です。

実は昨日、私ところで行政法の学者を集めて検討会をやったのですが、やはりあまり流域委員会のことを知らないです。行政法専門の教授ばかり集まっています。こういうことをやっているのだと言ったら、皆びっくりしている状況です。

市民が仮に意見を言いたいけれども、その基礎となる情報が、情報のコミュニケーションといいますか、流通性というのは非常に不十分だといえると思います。そういう意味で住民参加部会のところで窓口一本化というようなことを言っていたけれども、それはその流通をどうするかというのは、それはむしろ例えばインターネットかホームページでとれるかどうかとか、或いはその情報を河川事務所の方でとれるかどうかと、そういうことの問題ですから、一本化とか窓口とかということではなくて、いかに我々が収集したいいろいろな意見を流通できるかという問題だと思います。ですから、これと別に第三者委員会をつくれとか、そういう意味ではないと思います。本当にやはりこの流域委員会が今までやってきたこととか情報というのは、やはり限定的しか流通してないというのが実態ではないかと思います。

それから、もう1つ、先ほどから中村委員のおっしゃっていることをサポートしたいのです。行政評価法に基づきまして、国土交通省も行政評価のガイドラインをいろいろ出しています。その中に、事前評価と事後評価があります。行政評価というのは事前評価と事後評価との2本からなっているわけで、事後評価はモニタリングをやって、それから事業評価をやっていくという2つの評価からなっているわけですから、その方法等については国土交通省自体も詳細なガイドラインで事後評価の方法等も出しているわけですから、そういうものが参考にはなるということです。

有馬委員

第三者も加わってというところですけども、例えば、環境委員会に属している私にとって、環境委員会が扱う問題についてはわかるのですが、その他のいろいろなモニタリングがありますが、どこでどなたがどういうモニタリングをやっているか、それすらわからないという状況です。そういう意味では我々も一般市民と同じなのです。そうではないシステムが必要だということで、山村委員が流通化と情報公開のシステムが要するというのは私も理解しているのです。

宗宮部会長

河川管理の環境は、河川環境管理のシステムをどう位置付けるかということになるのですが、河川管理者の方からは流域委員会があるから、その中で統合化していくのだったらよいではないかというお話が出ていたところなのです。各委員の方からも、第三者意見というのは入り込む余地があるのかというようなこともありまして、或いはまた事前評価、事後評価、或いはその評価した結果の公表等については、まだまだ問題があるかと思えます。

しかし、どこかで河川管理者の方で事業計画を毎年お立てになりますので、その個々の事業がスポットサンプル的に評価されて、良い悪いという評価をされて仕事が進められるという今までのシステムではない、何らかのもう少し幅広いところで評価できるような場、つまりフィードバックさせてもう一遍見直すということが必要だろうと思えます。特に、5年、10年、20年、30年という長い目で見たら、そういうシステムがあった方がよいのではないかということで、ここに意見を統合したわけなのです。

従いまして、今まさに今年やるであろう仕事についての評価も十分やらなければいけません。それが3年後、5年後にどう評価してくるかについて、評価したあり方についての評価するところもつくっておきたいということもありまして、まずその後の方を先にやってしまったということだと思えます。

やるべき仕事について、有馬委員、大分おっしゃいましたが、或いは紀平委員もおっしゃいましたが、それもやらなければいけないことですけども、要するに河川環境を管理していく上においてどういうシステムをつくっておくことと、将来、我々が意図する環境回復とか改善が可能かということをやはりセットしなければいけないだろうということになったものですから、河川環境管理の維持管理の体系の中にうまくそれをほうり込めないかということをごここでは言っているわけなのです。それが流域委員会では十分か十分ではないかといったような時に、委員会をやって60数名の方々が集まった中で、この計画は良いの悪いのと言っても、これもまた進まないと思えます。ですから、どういう形で事業の評価をしていくかということが非常に重要なことだろうと思っています。

我々の提案としては、そういう河川管理システム、或いは評価委員会でも結構ですが、それも上流から下流まで全体を見られるようなものを1つつくっておいて、その下に水質も水量も何もかも皆ぶら下げて、そこに専門の委員がいらっやして、一応は少なくとも

も全部見てらっしゃるという形で、第三者からの意見もその中で聴き込むというようなシステムができないものかということなのです。

もう時間はあまりありませんが、もう最後に1つ2つ。

田中真澄委員

意見を提出して下さいということで今までずっと続いてきていたわけなのですが、今回も出された意見としても環境・利用部会としては42番まで意見が出ていまして記述されております。

この意見をどのように反映するか、或いはこの中をずっと見ましても、第2稿に対してかなり具体的な修正、或いは補ったものも具体的にあるわけなので、これをやはり環境・利用部会の意見として十分反映して頂くように検討して頂きたいというのが意見ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

芦田委員長（他部会所属）

この意見をまとめて頂いたものを今度は9月5日の委員会に出して頂くわけですが、先ほども紀平委員からご指摘がありましたけども、提言とずれているというか後退しているというか、そういうところがあります。そういうところを修正して頂いて出して頂きたいなと思ひます。

もちろん、提言と違った意見というのは当然あり得るわけですが、それは少数意見として出して頂くことになると思ひます。見直して頂いて、お願ひしたいと思ひます。

それから、今、田中真澄委員が言われたように、できるだけ実現するような格好に考えていくということは大事なことです、ひとつよろしくお願ひします。

山本委員

部会検討会では利用班の方でお話に参加していたのですけれども、そこで何度かお話の中で出てきていた具体的な個票の事業に対する問題点で委員からいろいろ意見が出てきたことというのが、今日の資料2-1の中には入っていないのです。

それは何故かといいますと、1つ1つの事業に対する委員の意見も異なることがありますし、議論の余地が非常に大きかったと思ひます。ここはこうした方がよいという一致した意見のところもあったと思ひますけれども、それを1つ1つ書き出すことができなかったということがあります。また、不足のところと言えば、やはり環境に対する考え方というのがまだまだ足りないのではないかと、統合的管理とか窓口が一本化して必要でしょうねとかそういった話というのは、個々の案件、個票の検討の中から出てきたような最後のまとめ的な部分であったと思ひます。これを読んで頂いて、整備内容シートの方を見直して頂くのが一番よいと思ひます。

それは例えば田中委員がおっしゃいましたように、ここは1つ1つの整備内容シートについて意見が各委員から出ていますというようなことがありましたけれども、違う評価な

りご指摘もあるのですけれども、どのようなところに皆さまの関心が行っていて、ご指摘があったかということとかを見て頂けたらありがたいなと思います。

それとやはり提言から後退しているというのは、往々にして文章を書く時にあるので私も気をつけたいと思いますけれども、文章を練れる時間というのもなくったというのもし訳ないと思っております。

宗宮部会長

できる限り皆さまのご意見を取り入れて、意見の作成にあたりたいとは思っております。ただ、個々の事業ということになってきますと、それぞれの評価、評価の基準を何にしたかは、個人によって違うものですから、個々の評価について合意を1つ1つ得ながらやる時間的余裕がありません。従ってこういうものの考え方をベースにしながら、ここではつくらせて頂いたということになっております。

今日、頂きましたいろいろな各種の意見、或いは後退しているところ等もあろうかと思いますが、十分見直してまいりたいと思います。

中村部会長代理

私も検討会と作業部会に出ていて、なかなか難しい作業だったのですが、今日伺ったご意見を、この後、また担当の者で整理させて頂いて、対応していきたいと思っています。

委員の方から、個別のご意見が出ていたこと、今日発言して頂いたこともうまく取り入れていきたいと思っています。これまでは環境・利用部会の中に3つの班を置いて、班のリーダー、副リーダーの方に個々の委員からの意見を集約させて頂いて、作業部会では、そのリーダー、副リーダーから我々のところに来たものをベースにしてまとめています。若干集約のレベルが違いますので、もう一度委員の方から、これが落ちていると、今日の議論でここが、非常に重要なところが欠けているとか、ここはおかしいとかというようなことがあったら、是非班のリーダー、副リーダー、或いは庶務を通じて我々の方に伝えて頂くということで、もう一度そこで集約させて頂きたいと思います。

宗宮部会長

まだまだあろうかと思いますが、時間もありませんので、一般傍聴者の方々から、是非この点はこののを何かご意見がありましたらご披露頂くとありがたいのですが、よろしいですか。

環境・利用部会の範囲はかなり広くて、そのそれぞれの深さも違うものですから、1つの文書にまとめ上げるのが非常に難しいところもあります。できるだけ、皆さまのご意見を聴取し、整理して、文書をつくれた上で、できる限り早く委員の方に見て頂くように努力いたします。

これで本日の会を終わらせて頂きます。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、これもちまして第6回環境・利用部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、会議の初めに配付できなかった資料2-2ですが、受付のところに置いてありますので、そちらの受付でお取り下さいますようお願いいたします。ありがとうございました。

この後、1時から治水部会が開催されます。治水部会の会場はこちらの隣の会場になっておりますので、治水部会に参加される方は、時間が少し少なくなって申し訳ありませんが、1時に会場にいらして頂きますようお願いいたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。